

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型最終処分場]

1. 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 [規則第12条の7の2第1項第8号イ]

種類	処分した産廃 数量(単位)	
汚泥	0.00	(t/月)
木くず	0.00	(t/月)
紙くず	0.00	(t/月)
ばいじん	0.00	(t/月)
燃え殻	0.00	(t/月)
がれき類	0.00	(t/月)
合計	0.00	(t/月)

2. 残余容量 [規則第12条の7の2第1項第8号リ]

測定年月日	残余容量(m ³)
2025年3月31日	65,441

※ 残余の埋立量は年に1回測定

3. 擁壁等点検 [規則第12条の7の2第1項第8号ロ]

・2026年1月7、29日点検、異常なし(但し、積雪の為一部確認不可)

4. 遮水工点検 [規則第12条の7の2第1項第8号ハ]

・該当なし。

5. 地下水点検 [規則第12条の7の2第1項第8号ニ、ホ～チ]

測定項目	単位	下流No.1	下流No.2
電気伝導率	ms/m	凍結対策のため採水不可	凍結対策のため採水不可
塩化物イオン	mg/L	凍結対策のため採水不可	凍結対策のため採水不可

※採取日 なし

結果取得日 なし

6. 放流水点検 [規則第12条の7の2第1項第8号ニ、ホ～チ]

・該当なし

7. 浸出液処理施設点検 [規則第12条の7の2第1項第8号ニ、ホ～チ]

・凍結による損壊防止のため、処理設備の取り外し中

作成日：2025年8月1日

江別工場 最終処分場
産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型最終処分場(江別太)]
水質検査結果 (法第十五条の二の三、四) 【地下水】

(1回/年)

番号	測定項目	下流NO.1*2	下流NO.2*2	基準値
1	アルキル水銀	不検出(0.0005未満)	不検出(0.0005未満)	検出されないこと
2	総水銀	0.0002未満	0.0002未満	0.0005mg/l以下
3	カドミウム	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/l以下
4	鉛	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
5	六価クロム	0.005未満	0.005未満	0.05mg/l以下
6	砒素	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
7	全シアン	不検出(0.1未満)	不検出(0.1未満)	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出(0.0005未満)	不検出(0.0005未満)	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
10	テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
11	ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.02mg/l以下
12	四塩化炭素	0.0005未満	0.0005未満	0.002mg/l以下
13	1,2-ジクロロエタン	0.001未満	0.001未満	0.004mg/l以下
14	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.1mg/l以下
15	1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	0.04mg/l以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満	1mg/l以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.001未満	0.001未満	0.006mg/l以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.001未満	0.001未満	0.002mg/l以下
19	チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/l以下
20	シマジン	0.0005未満	0.0005未満	0.003mg/l以下
21	チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.02mg/l以下
22	ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
23	セレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
24	1,4-ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.05mg/l以下
25	クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/l以下
26	ふっ素	0.2未満	0.2未満	-
27	ほう素	0.2	0.1未満	-
28	亜硝酸化合物及び硝酸化合物	0.5未満	0.5未満	-
29	ダイオキシン類*1	0.062	0.063	1pg-TEQ/l以下

*1:ダイオキシン類毒性等量は、定量下限未満で検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満の数値は検出下限値の1/2の値を用いて算出

*2:採取日:2025/6/5

結果受領日:2025/7/1

ダイオキシン類採取日:2025/6/5

ダイオキシン類結果受領日:2025/7/1